

運営事業 交付対象経費について

運営事業は、自治会運営に必要な「経常費」が対象となる経費です。
令和6年4月1日～令和7年3月31日までに支出した経費が対象となります。

【対象となる経費の一例】

項目	例
役員手当	会長や副会長、会計、班長等への手当
会議費	総会や会議に必要な食事、茶、ジュース
自治会活動保険料	
「清掃の日」「資源リサイクル」 「排水路等清掃」活動経費	奇数月の第3日曜に行われる地域の環境美化活動に必要な消耗品(カラスネットやゴミ袋)や備品、茶、ジュース
「町民運動会」活動経費	町民運動会に必要な弁当や茶、ジュース、消耗品や備品
光熱費・借地料	公民館の電気料金やガス代、借地料
印刷製本費	コピー代(役場での印刷代(A4 0.5円/枚・A3 1円/枚))

【対象とならない経費】

- × 祝儀、見舞金、香典
- × 会費、募金、寄付金、義援金
- × 他の団体(子ども会や老人クラブ等)への補助金や賛助金
- × アルコール類

